

競争入札経過調書（総合評価落札方式(加算方式)）

件 名 令和8年度 東京国際空港地下道定期点検調査

開 札 年 月 日 令和8年9月16日

入 札 執 行 官 署 東京空港事務所

落 札 金 額 ￥ 14,080,000 -

落 札 者 株式会社スリーエスコンサルタンツ

予 定 価 格 ￥ 17,050,000 -

積 算 額 ￥ 17,050,000 - 入 札 書 比 較 価 格 （ 予 定 価 格 の 100/110 ） ￥ 15,500,000 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 13,048,267 - 調 査 基 準 価 格 の 100/110 ￥ 11,862,061 -

得点配分(各満点) 評価点 60 点 ： 価格点 60 点

第1回落札

入札参加者	評 価 点	第1回入札			第2回入札			摘 要
		入札金額	価 格 点	評 価 値	入札金額	価 格 点	評 価 値	
株式会社スリーエスコンサルタンツ	45.28	12,800,000	10.451	55.731				
通信土木コンサルタント株式会社	40.18	11,500,000	15.483	55.663				
株式会社保全工学研究所	31.69	12,900,000	10.064	41.754				

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。
※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）。
※ 評価値は、評価点と各回入札の価格点を加えて算出する（小数点以下第3位まで表示）。
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4横とする。
2 必要に応じて適宜事項を加除して使用するものとする。

総合評価方式における技術評価(調書)

業務件名： 令和8年度 東京国際空港地下道定期点検調査

評価項目						評価の着眼点	配点	評価点 A社	評価点 B社	評価点 C社				
						判断基準								
参加表明者の 経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	「鋼構造及びコンクリート部門」もしくは「トンネル部門」の建設コンサルタント登録等	① 左記部門に登録	2点	2点	2点	2点					
					② ①以外	0点								
		成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去10年間(平成28～令和7年度)の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	4点	4点	4点	4点				
						② 類似業務の実績がある	2点							
	過去5年間(令和3～令和7年度)の東京航空局及び大阪航空局発注業務の「測量及び建設コンサルタント等(建設コンサルタント)」の平均業務評定点				① 78点以上	10点	2点	6点	4点					
					② 76点以上78点未満	8点								
					③ 74点以上76点未満	6点								
					④ 72点以上74点未満	4点								
					⑤ 70点以上72点未満	2点								
					⑥ 60点以上70点未満又は受注実績なし	0点								
	過去2年間(令和6～7年度)の「測量及び建設コンサルタント等(建設コンサルタント)」における業務表彰等の有無				① 当局の表彰の実績あり	4点	0点	0点	0点					
					② 他局の表彰若しくは当局の感謝状の実績あり	2点								
③ 表彰の実績なし		0点												
事故及び不誠実な行為				東京航空局長から建設コンサルタント業務等に関し右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	－5点	－	－	－					
				② 口頭注意	－3点									
予定管理技術者の 経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士等	7点	7点	7点	7点				
						② 国土交通省登録技術者資格	6点							
						③ 上記以外の応募要件として設定した資格	4点							
						④ ①の有資格者が②の資格を有している場合、加点	+1点							
	成績・表彰		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間(平成28～令和7年度)の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	4点	4点	4点	4点				
						② 類似業務の実績がある	2点							
					過去5年間(令和3～令和7年度)の東京航空局及び大阪航空局発注業務の「測量及び建設コンサルタント等(建設コンサルタント)」の平均業務評定点	① 78点以上	10点	2点	8点	4点				
						② 76点以上78点未満	8点							
						③ 74点以上76点未満	6点							
						④ 72点以上74点未満	4点							
						⑤ 70点以上72点未満	2点							
						⑥ 60点以上70点未満又は受注実績なし	0点							
		提出された過去4年間(令和4～令和7年度)の「測量及び建設コンサルタント等(建設コンサルタント)」における技術者表彰等の有無			① 当局の表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞の実績あり	4点	0点	0点	0点					
					② 他局の表彰若しくは当局の感謝状の実績あり感謝状の実績又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の実績あり	2点								
					③ 表彰の実績なし	0点								
					資格・実績等	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士等	4点	4点	4点	4点
										② 上記以外の応募要件として設定した資格	2点			
					小計							50点	25点	35点
評価項目					判断基準		配点	評価点 A社	評価点 B社	評価点 C社				
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度				目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		20点	10点	10点	20点				
	実施手順				業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		10点	5点	10点	10点				
					業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		10点	5点	5点	5点				
	その他				業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		10点	5点	5点	10点				
小計							50点	25点	30点	45点				
賃上げの実施を表明した企業等					①令和8年4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】 令和8年4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】		6点	6点	6点	6点				
					② ①以外		0点							
賃上げ基準に達していない場合等					賃上げの表明により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、減点措置開始日から1年間、評価を減ずる。		－7点	－	－	－				
合計							106点	56点	71点	80点				

(参考)評価基準と技術評価点(根拠入り)

同種業務	地下道又はトンネルに関する点検調査等業務※ ¹
類似業務	コンクリート構造物(シェッド、大型カルバート、擁壁等)に関する点検調査等業務※ ¹

業務件名： 令和8年度 東京国際空港地下道定期点検調査

評価項目					評価の着眼点		配点	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等		資格要件	技術部門登録	「鋼構造及びコンクリート部門」もしくは「トンネル部門」の建設コンサルタント登録等	判断基準		
						① 左記部門に登録	2点	
						② ①以外	0点	
	成績・表彰		専門技術力	成果の確実性	過去10年間(平成28～令和7年度)の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	4点	
						② 類似業務の実績がある	2点	
					過去5年間(令和3～令和7年度)の東京航空局及び大阪航空局発注業務の「測量及び建設コンサルタント等(建設コンサルタント)」の平均業務評定点	① 78点以上	10点	
						② 76点以上78点未満	8点	
						③ 74点以上76点未満	6点	
						④ 72点以上74点未満	4点	
						⑤ 70点以上72点未満	2点	
						⑥ 60点以上70点未満又は受注実績なし	0点	
過去2年間(令和6～7年度)の「測量及び建設コンサルタント等(建設コンサルタント)」における業務表彰等の有無	① 当局の表彰の実績あり	4点						
	② 他局の表彰若しくは当局の感謝状の実績あり	2点						
	③ 表彰の実績なし	0点						
事故及び不誠実な行為				東京航空局長から建設コンサルタント業務等に関し右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減する。	① 文書注意	－5点		
					② 口頭注意	－3点		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等		資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士等	7点	
						② 国土交通省登録技術者資格	6点	
						③ 上記以外の応募要件として設定した資格	4点	
						④ ①の有資格者が②の資格を有している場合、加点	＋1点	
	成績・表彰		管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間(平成28～令和7年度)の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	4点
							② 類似業務の実績がある	2点
						過去5年間(令和3～令和7年度)の東京航空局及び大阪航空局発注業務の「測量及び建設コンサルタント等(建設コンサルタント)」の平均業務評定点	① 78点以上	10点
							② 76点以上78点未満	8点
							③ 74点以上76点未満	6点
							④ 72点以上74点未満	4点
							⑤ 70点以上72点未満	2点
							⑥ 60点以上70点未満又は受注実績なし	0点
						提出された過去4年間(令和4～令和7年度)の「測量及び建設コンサルタント等(建設コンサルタント)」における技術者表彰等の有無	① 当局の表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞の実績あり	4点
							② 他局の表彰若しくは当局の感謝状の実績あり感謝状の実績又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の実績あり	2点
							③ 表彰の実績なし	0点
						資格・実績等	照査技術者	資格要件
	② 上記以外の応募要件として設定した資格	2点						
	小計							50点

評価点	株式会社保全工学研究所
2点	鋼構造及びコンクリート部門
4点	葛飾清掃工場地下トンネル定期点検委託
2点	
0点	
-	事故及び不誠実な行為なし
7点	技術士(建設部門 分野:土質及び基礎)
4点	葛飾清掃工場地下トンネル定期点検委託
2点	
0点	
4点	技術士(総合技術監理部門 分野:建設－河川)他
25点	

評価点	通信土木コンサルタンツ㈱
2点	鋼構造及びコンクリート部門・トンネル部門
4点	令和7年度 東京国際空港地下道定期点検調査
6点	平均75.3点(対象8件)
0点	
-	対象期間の表彰の実績なし
7点	技術士(建設部門 分野:鋼構造及びコンクリート)
4点	道路トンネル中間点検調査委託(7西建の1)
8点	平均77点(対象1件)
0点	
4点	技術士(建設部門 分野:トンネル)
35点	

評価点	㈱スリーエスコンサルタンツ
2点	鋼構造及びコンクリート部門・トンネル部門
4点	令和25年度茨城県南関東第7号(主)山形大谷線(あさばたトンネル外1)トンネル点検業務委託
4点	平均73点(対象1件)
0点	
-	事故及び不誠実な行為なし
7点	技術士(建設部門、分野:道路)
4点	令和25年度茨城県南関東第7号(主)山形大谷線(あさばたトンネル外1)トンネル点検業務委託
4点	平均73点(対象1件)
0点	
4点	技術士(建設部門、分野:道路)
29点	

評価項目		判断基準	配点
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20点
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10点
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10点
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10点
小計			50点

10点	「標準」と評価
5点	「標準」と評価
5点	「標準」と評価
5点	「標準」と評価
25点	

10点	「標準」と評価
10点	「優秀」と評価
5点	「標準」と評価
5点	「標準」と評価
30点	

20点	「優秀」と評価
10点	「優秀」と評価
5点	「標準」と評価
10点	「優秀」と評価
45点	

賃上げの実施を表明した企業等	①令和8年4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】 令和8年4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】	6点
	② ①以外	0点
賃上げ基準に達していない場合等	賃上げの表明により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、減点措置開始日から1年間、評価を減ずる。	－7点
合計		106点

6点	賃上げ表明あり(R8.5.1－R9.4.30)
-	該当なし
56点	

6点	賃上げ表明あり(R8.1.1－R8.12.31)
-	該当なし
71点	

6点	賃上げ表明あり(R8.10.1－R9.09.30)
-	該当なし
80点	